

**京都コンサートホール、京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、
京都市西文化会館ウエスティ、京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館
機械警備業務委託仕様書**

1 総則

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書において定めるもののほか、関係法令及び京都市契約事務規則に従うものとする。
- (2) 実施方法及び使用材料の詳細については、あらかじめ文書により公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「発注者」という。）の承認を得ること。
- (3) 契約の相手方（以下「受注者」という。）は、本業務の実施中に正常な業務の履行に支障となる事故その他の非常事態が発生したときは、遅滞なくその状況、発生原因、対処状況等について、京都コンサートホール、京都市東部文化会館、京都市呉竹文化センター、京都市西文化会館ウエスティ、京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館（以下「施設」という。）に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
- (4) 本業務実施において疑義があるときは、発注者と協議のうえ実施するものとする。
また、本仕様書に掲げる業務以外に受注者において、実施することを必要とする業務が生じた場合は、別途協議とする。
- (5) 契約書と本仕様書の規定に重複があり、その内容が相違するときは、本仕様書が優先する。

2 契約対象物件の名称、所在地及び建築概要

- (1) 名称：京都コンサートホール

所在地	京都市左京区下鴨半木町1番地の26
開館	平成7年10月15日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階 地上5階建
敷地面積	9,900 m ²
建築面積	5,391 m ²
延床面積	22,412 m ²

- (2) 名称：京都市東部文化会館

所在地	京都市山科区栂辻西浦町1番地の8
開館	昭和62年4月1日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
敷地面積	5,504 m ²
建築面積	3,066 m ²
延床面積	3,721 m ²

(3) 名称：京都市呉竹文化センター

所在地	京都市伏見区京町南七丁目 35 番地の 1
開館	平成 2 年 8 月 15 日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 3 階建
敷地面積	4,902 m ²
建築面積	2,774 m ²
延床面積	4,125 m ²

(4) 名称：京都市西文化会館ウエスティ

所在地	京都市西京区上桂森下町 31 番地の 1
開館	平成 5 年 8 月 16 日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 2 階建 (一部 4 階建)
敷地面積	6,492 m ²
建築面積	2,353 m ²
延床面積	3,703 m ²

(5) 名称：京都市北文化会館

所在地	京都市北区小山北上総町 49 番地の 2 (キタオオジタウン内)
開館	平成 7 年 4 月 1 日
構造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 3 階 地上 4 階建 (内地下 1 階から地上 4 階までの各一部)
延床面積	4,744 m ²

(6) 名称：京都市右京ふれあい文化会館

所在地	京都市右京区太秦安井西裏町 1 1 番地の 6
開館	平成 13 年 9 月 17 日
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 4 階建
敷地面積	6,011 m ²
建築面積	2,885 m ²
延床面積	4,288 m ²

3 業務内容

(1) 警備任務

- ア 火災、盗難及び各種不法、不良行為の予防又は早期発見、拡大防止に関すること。
- イ 事故発生時における業務対象物件の秩序保持に関すること。
- ウ 緊急事態発生時の関係先への連絡・報告に関すること。
- エ その他警備業務に付帯する協定事項に関すること。

(2) 警備方法

ア 機械警備

(ア) 防犯監視

- a 防犯監視とは、契約対象物件にかかる盗難、不法侵入、その他不良行為の予防又は早期発見、拡大防止のための業務をいう。
- b 受注者は、その管制本部で「防犯」の情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を当該施設に急行させ、異常事態の内容を確認し、必要と認めたときは「110番」通報を行い、警察に緊急出動の要請を行うとともに、必要な処置をとるものとする。

(イ) 火災監視

- a 火災監視とは、受注者の監視カメラ及び音声収集装置（以下「警報機器」という。）若しくは受注者が認めシステム結線した当該施設の自動火災報知設備（以下「施設の機器」という。）によって感知される契約対象物件に係る火災異常の監視業務及び火災異常を受信したときにおける「119番」通報業務並びに緊急対処の業務をいう。
- b 受注者は、その管制本部で「火災」の情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を当該施設に急行させ、初期消火等の必要な処置をとるとともに、状況に応じて「119番」通報し、消防機関に出動要請を行うものとする。

イ 画像巡回

(ア) 巡回警備の方法

受注者は、警報機器を使用して、契約対象物件に係る違法行為、その他異常事態の予防又は早期発見、拡大防止のための巡回を画像、音声等により行うものとする。

(イ) 巡回時間帯及び回数

機械警備のセットから解除までの無人の時間帯を対象とし、概ね毎日午後10時から翌日午前5時までの間に不定時に1回とする。ただし、休館日については、前述の1回に加え、午前5時から午後10時までの間に不定時に1回巡回する。

(3) 巡回経路

受注者は、事前に各施設と協議して定めた適切な巡回計画に基づき、遺漏箇所のないように巡回すること。

(4) 異常を発見したときは、本項第2号の「ア」に準じた処置をとること。

4 緊急連絡者の指定

- (1) 発注者は、あらかじめ各施設の緊急連絡者を指定し、その名簿を受注者に交付する。
- (2) 前号の緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なくその都度変更した名簿を受注者に交付する。

5 鍵の預託

- (1) 各施設は、機械警備業務遂行に必要となる契約物件の鍵を受注者に預託する。
なお、次期契約で受注者が変更となる場合は、速やかに預託した鍵を発注者に返却すること。
- (2) 受注者は、預託された鍵について厳重な取扱と保管を行うものとする。

6 協定事項

- (1) 業務実施時間は、施設から警報機器の作動開始の情報を受注者の管制本部で受信したときから、当該施設から警報機器の作動解除の情報を受注者の管制本部で受信した時までとし、当該時間内に限り業務提供の責に任ずるものとする。
- (2) 受注者は、前号の機械警備業務遂行に際し、必要と認めたときは、当該施設の緊急連絡者に遅滞なく電話連絡を行い、現場確認のための出動を要請するものとする。
- (3) 受注者は、各施設の機器の点検を適宜行うこと。
また、受注者の所有する警報機器の故障発生の有無にかかわらず必要に応じ、受注者の負担において警報機器を更新し、正常に作動するように維持しておくこと。
- (4) 施設の所有する機器に誤作動が生じたときは、発注者の責任において速やかに修理及び調整を行う。
- (5) 契約満了若しくは契約を途中解除した場合は、受注者が取り付けた施設の機器等を取り外し、建物等を現状に復帰させること。
なお、この場合の費用は受注者の負担とする。
- (6) 次期契約で受注者が変更となる場合は、各施設において防犯監視及び火災監視に支障がないよう、発注者、今期受注者、次期受注者の三者で協議を行うものとする。

7 報告

- (1) 異常を発見したときには、その都度、状況を記載した報告書を当該施設に提出し、確認を得ること。
- (2) 画像巡回の結果を書面で、毎月各施設に提出すること。

8 支払い

- (1) 契約金額の支払は、契約書記載の金額を48分割して月ごとに支払うものとし、48分割に当たり端数が生じたときは、最終月の支払金額において調整する。
- (2) 受注者は履行期間中、毎月の業務を履行後、翌月に完了届及び請求書を速やかに発注者へ提出すること。
- (3) 発注者は、月ごとに、前号の完了届及び請求書が適正なもの確認したときは、契約書に規定する金額を支払うものとする。
- (4) 支払いは銀行振込とし、振込手数料は受注者の負担とする。

9 その他

- (1) 本業務履行中に生じた事故については、すべて受注者の責任において処理し、事故の発生原因及び内容等について速やかに当該事故の発生した施設に報告すること。
- (2) 受注者は本契約に基づく業務遂行中、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、次項の賠償額を限度として、保険により発注者に対してその損害を賠償するものとする。
 - ア 前号の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。
 - イ 発注者は前号の事故により損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を発注者に通知しなければならない。
- (3) 契約対象物件の施設の画像、音声及びそれに準じる情報（以下「施設の情報」という。）を受注者の所有に帰属する特定の装置で記録する場合は、次のとおりとする。
 - ア 発注者は、施設の情報にかかる契約物件の利用者等のプライバシーの問題について、受注者に対して苦情の申し出を行わないものとする。
 - イ 受注者は、施設の情報については関知しないものとし、施設の情報から生じた損害については責任を負わないものとする。
- (4) 本仕様書についての疑義及び定めのない事項については、両者協議のうえ、発注者が軽易な変更であると判断したときは、本仕様書に定めるものとする。ただし、発注者が、別途契約の必要があると判断したときは、この限りではない。

<特記事項>

施設の機器について

- 1 施設の機器等の設置場所、設置台数については別図1～6及び別表1～6のとおりとし、機能については次の条件を満たすものとする。
 - (1) 機械警備のセット及び解除操作キーシステム
 - ア 非接触型ICカード型若しくはICタグ型キーにより操作できるものとし、操作使用キーを特定し、操作時間を記録できること。
 - イ 操作キーの数量は、各施設の要望に応じること。
 - ウ 操作キーの読取不良による再発行については、無償で対応すること。(操作キーの登録及び抹消にかかる諸費用含む。)
 - エ 操作キーの新規追加発行の依頼がある場合は、速やかに発行すること。
 - (2) 監視カメラシステム
 - ア デイナイト又は赤外線投射機能付きなど、暗視機能付きとする。
 - イ すべてのカメラ映像を168時間以上連続録画保存可能とする。
 - ウ 監視用モニターは17インチ以上の液晶モニターとする。
 - (3) カラーモニター付インターホン
 - ア カラーカメラ付玄関子機1台に対し、モニター付インターホン親機1台を有すること。(ただし、京都コンサートホールを除く。)
 - イ モニター付インターホン親機により、電気錠の開錠操作が可能なこと。
 - (4) 電気錠
 - ア 機械警備操作用キーによる開錠が可能なこと。
 - イ 自動施錠が可能なこと。
 - ウ モニター付インターホン親機により、電気錠の開錠操作が可能なこと。
 - (5) 各種センサー
人感センサー、開閉センサー等については、取付箇所において有効、かつ十分な機能を有すること。
 - (6) 取付場所において、施設の意匠を損なわず違和感がないこと。
 - (7) 通信回線の設置及び通信費等は、受注者の負担とする。ただし、各施設に設置の常時接続インターネット回線を使用できる場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、契約締結後は仕様書に基づき速やかに機器の設置をすること。
なお、機器の軽微な移動、付加、変更等を要する場合、受注者は設備の設置状況が分かる図面を発注者に提出すること。
- 3 施設の機器等の維持管理については、受注者が行うものとし、不良発生時には速やかに補修、機器交換等を行い、施設の運営に支障のないように対処すること。